

一般廃棄物処理業者に対する行政処分について

令和元年 8 月 19 日付けで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条の 4 第 1 項により、下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 被処分者
住所 香川県高松市三谷町 4950 番地
名称 多田 健司
- 2 許可の内容
一般廃棄物収集運搬業
許可年月日 平成 29 年 8 月 22 日
許可番号 高松市許可第 132 号
一般廃棄物の種類
事業系一般廃棄物（生ごみ及びし尿を除く。）
家庭系一般廃棄物（一時的なごみ、又は多量のごみなど高松市が収集しないものに限り、生ごみ及びし尿を除く。）
区域 高松市内
- 3 処分の内容
一般廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 4 処分の年月日
令和元年 8 月 19 日
- 5 処分の理由
法第 7 条第 5 項第 4 号ハに該当するため。
（多田 健司が、平成 31 年 1 月 26 日、高松簡易裁判所において、法に違反したことにより、罰金刑が確定したため。）